

## 緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等一覧作成要領

### 1. 調査目的

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関連して、緊急避妊を要する女性が医療機関を選択する際の参考となるよう、各医療機関における緊急避妊に係る診療の取扱の有無等を把握し、緊急避妊に係る診療が可能な産婦人科医療機関等の一覧を作成する。

### 2. 調査対象施設

産婦人科、産科又は婦人科（以下「産婦人科等」という。）を標榜する医療機関とする。なお、近隣に前記の医療機関が存在しない地域又は前記の医療機関のみでは緊急避妊に係る診療の対応が困難と考えられる地域においては、産婦人科等を標榜していない医療機関も対象とする（調査対象施設をまとめて、以下「産婦人科医療機関等」という。）。

### 3. 調査対象施設の特定方法

産婦人科等を標榜する医療機関の特定に際しては、地域の産婦人科医会と連携をはかること。

なお、前記の医療機関のみでは緊急避妊に係る診療の対応が困難と考えられる地域は、各都道府県が判断すること。

### 4. 調査実施方法

#### （1）「産婦人科医療機関等調査票」について

産婦人科医療機関等のうち、緊急避妊に係る診療を取り扱う医療機関は、調査票を記入し、都道府県に提出する。

#### （2）「緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等一覧」について

都道府県においては、緊急避妊に係る診療を取り扱う産婦人科医療機関等から提出された「産婦人科医療機関等調査票」のうち、厚生労働省のウェブサイトにおける公表の希望のあるものについて、「緊急避妊に係る対面診療が可能な産婦人科医療機関等一覧（都道府県集計用）」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。